

甲府市情報共有システム利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、甲府市が発注する建設工事において、工事施工中の受発注者間の打ち合わせ確認等事務の効率化のために利用する、情報共有システムの利用に関して必要な事項を定める。

(情報共有システム)

第2条 この要綱における情報共有システムとは、受発注者間の書面のやりとりを電子的に処理することが可能なICT技術を活用した情報共有システムをいう。

(対象工事)

第3条 対象とする工事(以下「対象工事」という。)は、甲府市、又は甲府市上下水道局が発注する請負金額が200万円以上の全ての建設工事において受注者が希望するものに適用する。

ただし、請負金額200万円未満の建設工事においても受注者が希望するものについては、本要綱の定めによるものとする。

(電子的に授受する書類)

第4条 情報共有システムにより電子的に授受する書類(以下「電子書類」という。)は、受発注者が工事着手時に、別表に基づき協議して決定する。

(電子書類の決裁)

第5条 電子書類の決裁は、情報共有システム上で行うものとする。ただし、電子化を行わない書類の決裁は、従前の方法によるものとする。

(電子納品)

第6条 この要綱に基づき作成した電子書類は、PDF様式でCD又はDVDにて電子納品を行うものとする。なお、納品時にはウイルスチェックを行い、納品するディスク表面にその旨の表記すること。

(情報共有システムの選定)

第7条 利用する情報共有システムのサービス提供事業者の選定は、別紙「甲府市情報共有システム機能仕様書」に適合しているものの中から、受発注者が協議して決定する。

(情報共有システムの利用に係る経費)

第8条 情報共有システムの利用に係る経費は、共通仮設費の率計上分に含まれるものとする。

(情報漏洩の防止)

第9条 受発注者及び情報共有システムのサービス提供事業者は、互いにデータの流出・改竄防止、個人情報の保護に万全を期すものとする。

(その他の事項)

第10条 本試行要綱に定めがない事項に関しては、「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(国土交通省)を準用するほか、受発注者の協議により定めるものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

甲府市情報共有システムの利用に係る要綱・運用基準

令和6年4月1日

1. 要綱第4条(電子的に授受する書類)関係

(1)建設工事請負契約約款第61条 条文(甲府市)

「この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。」

(2)甲府市土木工事共通仕様書での取扱い

①この要綱により試行を行う場合は、土木工事共通仕様書を次のとおり読替える。

・土木工事共通仕様書 1-1-2 用語の定義

「18. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った電子書類については、署名または押印がなくても有効とする。」

(3)電子書類及び電子書類に添付する図書(ファイル)は情報共有システムへの負荷を低減するために出来るだけ容量を小さくして添付すること。

①ファイルの形式は、PDF形式を標準とし、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定するが、双方の可読性を確保できなければならない。

②写真は100万から300万画素程度で撮影すること。

2. 要綱第5条(電子書類の決裁)関係

・紙媒体により授受する書類は、従前の方法により決裁を受けるものとする。

甲府市情報共有システム機能仕様書

令和6年4月1日

(適用範囲)

第1 本仕様書は、甲府市が発注する建設工事で利用する情報共有システムに適用する。

(システム機能要件)

第2 利用する情報共有システムは、最新の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」(国土交通省)に規定する機能要件のほか、以下の機能要件を満たすものとする。

1) 工事基本情報管理機能

「工事情報(工事件名、契約番号等)」、「場所情報」、「施設情報」、「発注者情報」、「受注者情報」などを登録できること。また、登録した情報の参照、変更、削除ができること。

2) 掲示板機能

3) スケジュール管理機能

4) 発議書類作成機能

甲府市及び甲府市上下水道局が定める様式と同等の情報が入出力できること。

5) ワークフロー機能

①書類の起案者および他の決裁者への差し戻し及び起案者による引き戻しができること。

②書類の回議中に決裁経路を変更できること。

③回議中および決裁後に、書類の決裁状況が確認できること。

④利用者が決裁すべき書類が一覧で表示できること。

⑤決裁時に決裁者がコメントを記入できること。

6) 書類管理機能

7) 工事書類等出力機能

情報共有システムに登録した書類や添付ファイルから電子納品データがシステム上で作成できること。また、作成された電子納品データを、利用者がダウンロードできること。

さらに、山梨県県土整備部建設工事必携で定める提出・提示書類様式集に則した帳票の印刷、PDF形式への変換ができること。

8) システム管理機能

①該当工事案件について、情報共有システムを使用する利用者数に制限を設けないこと。

②登録できるデータ総量に制限を設けないこと。

9) セキュリティ機能

情報共有システムに登録されようとする電子データのウイルスチェックを自動的に実施できること。

10) その他の要件

以下の要件を全て満たしていること。

①利用する端末の OS に依存しないこと。

②Mozilla Corporation「Firefox」ブラウザで利用できること。

③情報共有システムの入出力などは、すべて日本語で利用できること。

④運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いずに使用できること。

- ⑤情報共有システムに登録された、一般的に利用されている形式で作成されたファイルは、ダウンロードせずにシステム内で閲覧できること。(PDF、WORD、EXCEL、JPEG、TIFF、SXF)
- ⑥情報共有システム操作時の反応速度が、適切であること。
- ⑦機能を追加することに要する費用はサービス提供者が負担すること。
- ⑧情報共有システム(サーバ等含む)の不具合によりデータが消失等した場合は、サービス提供者が補償すること。
- ⑨情報共有システムの円滑な運用のため、サービス提供者が教育・訓練等のサポートを無償で実施すること。
また、利用方法に関する問い合わせを行うサポート窓口を無償で設置すること。
- ⑩他の公共団体において 1 年以上の使用実績を有するものであること。

(参考) 工事特記仕様書記載例

第〇〇条 情報共有システムの利用について

この工事は、工事打合せ簿における協議について、「情報共有システム」の利用することが可能である。利用については監督員との協議のうえ、令和6年4月1日に施行された「甲府市情報システム利用要綱」及び「甲府市情報共有システム機能仕様書」によるものとする。